

在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に 焦点をあてた介入実践モデルに関する研究

山口 光 治*

はじめに

高齢者虐待問題に出会うたび、「養護者はなぜ虐待をしてしまうのか」という問いを考えずにはいられない。虐待という現象は、自然発生的に起こるものではなく、原因があつて虐待という結果が起こるといふ因果関係でとらえることができる。つまり、虐待者が虐待行為をすることによって起こるのであり、虐待者が虐待行為をしなければ起こらない。高齢者に対する虐待も、養護者が虐待をしてしまうことで発生する。では、なぜ虐待をしてしまうのだろうか。当然の疑問ではあるが、その答えはそう単純に見いだすことはできない。

ソーシャルワークでは、人と環境の相互作用領域に焦点をあて、複眼的視点を持って支援に当ることが重要であるといわれる。高齢者虐待問題で考えてみると、虐待をしている養護者自身の状況とその養護者が置かれている環境（社会環境、物理環境、関係性など）との間で虐待問題が発生し、それらを複眼的、全体的にアセスメントし、支援していくことを意味する。しかし、養護者自身が抱えている問題は、養護者自身が虐待者であるためにアセスメントに必要な情報を直接的に得にくく、間接的に得られる情報だけでは十分にアセスメントを行えず、その結果、真に必要な支援を行うことが難しい現実がある。

本研究は、養護者による高齢者虐待が発生している事例を通して、家庭内暴力の理解に用いられる「権力power」と「支配control」の視点を糸口に、虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあて、養護者が虐待をしてしまう理由の整理と支援のあり方に関する研究成果を報告するものである。具体的には、高齢者虐待と判断された事例をもとに、養護者が虐待をしてしまう理由を帰納法的にタイプ分けし、そのタイプに応じた養護者への支援の視点と具体的支援方法を提示することを試みた。

本研究で使用している「養護者」とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第2項にいう「高齢者を現に

*総合福祉学部 教授

養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。）以外のもの」であり、かつ、養介護施設従事者等に該当しない高齢者を現に養護する事業者・居所管理者等は含まないものとした。

I. 研究の背景と目的

1. 研究の背景

(1) 全国調査にみる高齢者虐待の発生要因

今日のわが国の高齢者虐待を、厚生労働省「平成27年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」¹⁾ でみると、養護者による虐待と思われる相談・通報件数は26,688件あり、そのうち、事実確認調査の結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと判断した事例」（以下「虐待判断事例」という。）は、15,976件となり、前年度から微増している。また、この調査から「虐待の発生要因」についてみると、以下の表の通りである。

表1. 虐待の発生要因（複数回答）

要 因	件数	割合 (%)
虐待者の介護疲れ・ストレス	1,320	25.0
虐待者の障害・疾病	1,217	23.1
被虐待者の認知症の症状	852	16.1
家庭における経済的困窮（経済的問題）	759	14.4
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	666	12.6
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	550	10.4
虐待者の知識や情報の不足	511	9.7
虐待者の飲酒の影響	359	6.8
虐待者の精神状態が安定していない	345	6.5
被虐待者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	210	4.0
被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）	187	3.5
家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題	160	3.0
被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	127	2.4
虐待者の介護力の低下や不足	108	2.0
被虐待者側のその他の要因	60	1.1
虐待者の理解力の不足や低下	52	1.0
（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	42	0.8
虐待者側のその他の要因	39	0.7

要 因	件数	割合 (%)
家庭に関するその他の要因	26	0.5
家庭内の経済的利害関係 (財産、相続)	25	0.5
虐待者の孤立・補助介助者の不在等	23	0.4
虐待者のギャンブル依存	20	0.4
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	18	0.3
被虐待者への排泄介助の困難さ	17	0.3
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	6	0.1
被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	4	0.1
その他のケアマネジメントや制度関係の問題	3	0.1
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1	0.0

(注) 回答のあった5,276の事例を集計。

(出典：厚生労働省「平成27年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」 <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/0000155730.pdf> 最終アクセス 2017年9月5日)

高齢者虐待の発生要因は、養護者の介護疲れや介護負担、ストレスやアルコール依存、精神疾患、過去の家族関係史、高齢者の認知症状、経済的理由などが指摘され、それらを構造的に理解すると、次のように整理できる。

- ①高齢者側の要因：性格や人格、認知症による症状、身体的自立度の低さ、排泄の困難さなど。
- ②虐待者側の要因：性格や人格、介護疲れ、ストレス、疾病や障がい（身体・知的・精神）、依存（アルコール、ギャンブルなど）、介護知識や情報不足、DVなど。
- ③人間関係要因：過去の家族・夫婦関係、関係の拒絶など。
- ④社会文化的要因：サービス利用への抵抗感、介護が当然という意識、近隣の無関心など。
- ⑤経済的要因：経済的困窮、経済的利害関係など。

全国調査から、さまざまな虐待の発生要因が影響していることが読み取れる。しかし、高齢者に対して虐待行為という方法（手段）を選び、直接的に用いて、最終的に引き金を引いて虐待行為をしたのは養護者自身である。どのような理由や背景要因があろうとも、支援者はそれに揺らぐことなく、なぜ養護者は虐待行為を用いたのかに目を向けていく必要がある。

(2) 人間の関係性に着目した先行研究

養護者という主として家族による高齢者虐待は、なぜ起こるのかという問いを考える際に重要な分析視点のひとつに、「人間は関係のなかで生きている」という存在論的事実からの発想がある。別の言い方をすると、「関係を生きる人間」として被虐待高齢者、虐待をしている養護者をとらえることができる。被虐待高齢者は、その養護者（家族）との関係のなか

で生きているし、虐待者も被虐待高齢者との関係を生きている存在であるといえる。そこで、高齢者虐待が発生している事例を、あらためて虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてて分析し直し、家族機能のなかで虐待者がどのような影響を与え、それによって被虐待者はどのような影響を受け、どんな日常生活を送っているのかを見つめていく必要性を感じる。

養護者の虐待行為を説明する理論の一つとして、家庭内暴力の理解に用いられる「権力 power」と「支配 control」の視点^{2) 3)}の着眼点が参考となる。この理論は、エレン・ベンス & マイケル・ペイマーの「ドゥルース・モデル」と言われ主張されている理論で、「暴力は他人の行動を支配するために使われる」⁴⁾と捉えられるものである。つまり、暴力には意図があり、その意図を無視し、ストレスや怒りや感情表現がうまくできないなどの結果であるとするのは誤りであると指摘している⁵⁾。暴力は突発的な出来事でもなければ、積もり積もった怒りやフラストレーションや傷ついた感情の周期的な爆発でもなく、あるパターン化した行動の一部分なのだとしている⁶⁾。そして、身体的暴力や性的暴力は、「権力と支配の車輪」⁷⁾にある行動(例えば、精神的暴力、孤立、子どもを取り上げるという脅迫など)の効果を高めるためであり、それは恣意的に使われ、結果として、パートナーが自立する能力を奪う⁸⁾としている。それを「平等の車輪」⁹⁾にある非暴力な方法による行動へと変わっていきけるように、各種のアプローチを用いて暴力を振るう側の変化を促していく。この家庭内暴力の分析理論と介入方法は、親子間や高齢者夫婦間で発生する高齢者虐待の事例においても、活用可能であると考えられる。

これについては、すでにNCALL (National Clearinghouse on Abuse in Later Life) が、ドゥルースモデルをもとに、高齢者虐待のWheelを作成し、夫婦や恋人間だけでなく、親子についても共通なものとして組み込んでおり、警察官やソーシャルワーカー、検事や高齢者虐待に関わるさまざまな専門家の教育のために活用されている¹⁰⁾。

また、その他の養護者の虐待行為を説明する理論として、ジョンソンの提案する4つのDVのカテゴリー¹¹⁾が参考となる。そのなかでは、2者間の関係性を次の4つに区分している。

- ①「親密テロ (intimate terrorism, IT)」: 一人が暴力的で支配的 (男性が殆ど)、もう一人は非暴力的。あるいは使ったとしても支配的ではない。
- ②「暴力を使った抵抗 (violent resistance, VR)」: 一人が暴力を使うが非支配的。自己防衛、報復など (女性が殆ど)。もう一人は暴力的で支配的。
- ③「状況に応じた暴力 (situational couple violence, SCV)」: 双方が非暴力的、被支配的。使う暴力もマイナーなものが多く、支配的でない。
- ④「相互暴力支配 (mutual violent control, MVC)」: 双方が暴力的、支配的。稀なパターン。この区分のなかで参考になると思われるのは、「親密テロ」と「状況に応じた暴力」であ

る。しかし、「親密テロ」は権力と支配の関係で起きる虐待行為に該当するので、もう一つの「状況に応じた暴力」に着目し、この概念を養護者の虐待行為に当てはめて検討すると、高齢者虐待の要因として最も多く指摘されている「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」に耐えられず、気持ちに余裕がなくなり、衝動的に虐待行為をしてしまう場合が該当する。また、介護をしている養護者の、先が見えない不安も影響していると考えられる。そして、この区分は高齢者と虐待をしている養護者との関係性に関係なく、誰にでも衝動的、突発的に起こりえる虐待であるともいえる。また、このパターンへの対応方法としては、介護環境を変える、介護負担やストレスを軽減することで改善が期待できると思われる。

(3) 老年期の家族類型と虐待の要因のタイプ¹²⁾

わが国において参考になる先行研究としては、2002年に高崎絹子が「老年期の家族関係—家族類型と虐待の要因のタイプ—」と題する論文を公刊している。この論文のなかで高崎は、高齢者虐待の要因を比較的単純に介護負担が重荷になって行為に及ぶ場合と、家族的に、あるいは精神障害やアルコール依存などの問題がある場合とがあることを挙げ、こうした要因をタイプ別に検討した結果として、次の5タイプに分類している。

- ①介護負担蓄積型
- ②力関係逆転型
- ③支配関係持続型
- ④関係依存密着型
- ⑤精神的障害型

介護負担蓄積型は、負担の多い世話を継続することに疲れたり、疲労のストレスを高齢者に向けてしまうタイプであり、このような事例への援助においては、介護や家事サービス、心理的な支援などが重要であると指摘している。力関係逆転型は、子どもの頃に厳格な親に育てられ、あるいは支配的な夫婦関係、嫁姑関係があった場合などで、高齢者の心身の衰えや介護をきっかけに、それまでの力関係が逆転し、虐待行為に至るとし、虐待者のストレスや心のわだかまりを解放させるアプローチが必要であるとしている。支配関係持続型は、長い間親である高齢者が弱い立場におかれ、被支配的な関係が継続していた場合、高齢者の心身の衰えがより支配—被支配関係を増強していくタイプで、虐待者の自覚を促し、持続した力関係を絶つようにすることが必要であるとしている。関係依存密着型は、高齢者も虐待者もそれぞれのアイデンティティが確立していない、共依存関係が根底にあり、介護負担が生じたことによって虐待として現れるとし、第三者の支援やサービスの導入を図り、家族それぞれの自立、自律を図るアプローチが求められるとしている。精神的障害型は、高齢者か虐待者のどちらかにアルコール依存や精神障害、人格障害がある場合、虐待の状況がより深刻になるとし、専門病院などでの治療的アプローチとともに、幅広い支援のネットワークを大

きくすることが必要であるとしている。

これらの5タイプの分類とアプローチの方向性についての指摘は、筆者らの研究にとって非常に参考となるものであり、高崎が述べている「タイプの分類をすることが援助のアプローチの方法の際に役立つ」¹³⁾という視点も重要であり、単にタイプに分けることを目的としないことに留意しなければならない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、養護者による高齢者虐待において、養護者が虐待をしてしまう理由を明らかにし、そこから虐待をしている養護者のタイプを分類し、そのタイプに応じた養護者への支援のあり方を提示することを目的としている。そして、それらを通して高齢者虐待防止の養護者支援実践に寄与することにある。

II. 研究方法

研究目的を達成するために、次のような手順で研究を進めた。まず、養護者による高齢者虐待が発生している事例を収集し、高齢者虐待防止実践に関わる社会福祉士や臨床心理士等とフォーカス・グループ（「高齢者虐待介入モデル検討委員会」）を開催し、虐待が発生する構造と要因を、帰納法を用いてタイプ分類していく。そして、そのタイプに応じた養護者への支援の視点と具体的支援方法を整理し、提示することを試みた。

1. 研究組織

本研究は、「実践・現場からの研究」と位置づけ、高齢者虐待防止実践の臨床と協働研究を進めるために「高齢者虐待介入モデル検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を組織した。そして、首都圏の3地区の自治体に協力いただき、メンバーにその3地区の行政職員と地域包括支援センター職員（各2名、計6名）、高齢者虐待の研究者、虐待防止の学識経験者、臨床心理士を招聘し、計10名で構成した。検討委員会は研究成果をとりまとめるまで計15回開催された。

2. 研究期間

本研究は2014（平成26）年4月より2017（平成29）年3月の間に実施した。

3. 研究方法

(1) 高齢者虐待事例の収集と分析

首都圏の3自治体の協力を得て、地域において高齢者虐待として判断された事例を収集

し、虐待者と被虐待者の関係性や関係史に焦点をあて、虐待が発生する構造と要因、その影響を、検討委員会において議論し、事例の比較・検討を進め養護者のタイプ別に分類・整理を積み重ねていった。

(2) 養護者のタイプ別分類化と支援方法ガイドの策定

収集できた虐待事例の詳細な情報をさらに集めながら、検討委員会のなかで養護者が虐待をしてしまう理由をタイプ別に分類した。そして、それぞれのタイプに合わせた支援のあり方について、自治体での養護者支援例を踏まえて整理し、養護者支援ガイド（案）を策定する。

(3) 策定されたタイプ別分類と支援方法の検証

研究に協力していただいた3地区の高齢者虐待防止担当者及び地域包括支援センター相談員等に養護者支援ガイド（案）を説明し、実践現場での虐待対応における活用可能性について検証を行った。検証は、新たな高齢者虐待事例にあてはめ、養護者支援に役立つか意見を聴取し、タイプの分類の仕方や支援方法等を加筆・修正した。

4. 倫理的配慮

本研究事業を遂行するうえでは、淑徳大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。また、『一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針』に則って行動し、倫理的問題等が生じないように努めることを前提として、以下の事項についても遵守して実施した。

市区町村への協力要請にあたっては、書面で調査の目的とデータの使用目的などを十分に説明し、そのうえで協力の同意を得て実施し、調査対象者から得たデータの管理については十分な秘密保持の配慮と厳重な管理を行った。報告書に調査結果を掲載する場合には、調査協力者の同意のうえで個人が特定されないよう加工を行うなどプライバシーに配慮した。

Ⅲ. 研究結果

1. 虐待をしている養護者の5タイプ

高齢者虐待が発生している12事例を5回のフォーカスグループにて報告・検討し、見えてきた「養護者が虐待をしてしまった理由」を、収集できた情報のなかで解釈し、試行的に5つのタイプに分けた。そして、各タイプの「名称」と「説明」、 「特徴と具体例」、 「キーワード」を提示し、加えて各タイプの「支援の視点と方法」を整理し、養護者支援ガイド（案）を策定することができた。

研究開始当初は、家庭内の虐待者と被虐待者の関係性を、先に述べた「権力」と「支配」の視点からとらえ直していこうと進めてきたが、虐待事例を分析するなかで、必ずしも「権力」と「支配」の視点だけで虐待者と被虐待者の関係性を捉えることができず、そのほかの

タイプ化を図ることに至った。タイプは、次の5つである。

①権力と支配型

養護者が高齢者の行動を支配するために、意図的であるかどうかに関らずに暴力や虐待行為を日常的に用いている虐待をいう。

②ストレス衝動型

高齢者と養護者の置かれたその時の状況によって、誰にでも衝動的、突発的に起こり得る虐待をいう。

③メンタル特性型

養護者自身に知的、発達、精神などの特性があることによって引き起こされる虐待をいう。

④現状否認型

高齢者が老いていくことや認知症などによって変わっていく現実を養護者が受け入れられない、あるいは受け入れよう、理解しようとせずに現状を否認することによって起こる虐待をいう。

⑤承認欲求型

高齢者よりも養護者自身が他者から認められ、褒められたいために介護や世話をするなかで起きる虐待をいう。

なお、虐待をしてしまう養護者のタイプを分類するにあたり、虐待の形態（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、世話の放棄・放任）には限定していない。なぜならば、どの虐待形態も、どの養護者のタイプにも含まれることが考えられるからである。また、一つの虐待事例でも、複数のタイプが混在して起きている場合があり、必ずしも一つのタイプに分類されるものではないことを申し添えておきたい。

2. 養護者のタイプ分類と支援方法の検証

虐待をしている養護者の5タイプと支援の方法等について整理した内容が、策定時に基にした12の高齢者虐待事例以外にも適用が可能か否かについて検証するために、3地区において新たに発生した高齢者虐待事例を対象に分析を行った。対象にした事例は21事例で、その結果、全ての事例が5タイプに分類することができた。ただし、必ずしもすべての事例がきれいにそれぞれのタイプに収まるものではなく、どのタイプの側面が最も強いのか、大きいのかの違いがあることがわかった。また、一つの虐待事例でも、複数のタイプが混在して起きている場合があり、その場合は、該当する各タイプの特徴と支援方法を参考に、対応していくことが必要であることも明らかになった。

詳細な検証結果は、紙面の都合で研究成果報告書¹⁴⁾をご覧ください。

IV. 考 察

1. 虐待をしている養護者への支援

3地区の自治体の協力により、高齢者虐待事例を基に虐待をしている養護者のタイプ分類と支援の方法等について検討し、更に事例を追加して検証し、最終的に養護者支援に資するツール（養護者支援ガイド）を策定するに至った。このツールは、高齢者虐待の養護者支援を進めるにあたり、その養護者はどのタイプに近いのかを分析し、どのような視点を持ち、どんなことに留意し、どう支援を進めていくかを検討する際に、参照し、活用可能なものを目指した。特に、高齢者の安全のために高齢者自身を一時的に分離する場合や分離後に再度自宅へ戻すような分離解除を行う場合など、養護者への対応を検討し、実行しなければ虐待が改善せず、再発してしまう場合もある。そのような際にも活用できるように整理した。

このタイプ化とタイプ別支援方法は、「タイプに分ける」ことを目的としているのではなく、「養護者の虐待の原因分析と対応の仕方を検討し易くする」ことを目的としている。また、何タイプであるということラベリングする（レッテルを貼る）ことが目的ではなく、その養護者に合った支援のあり方につなげていくことを目的としている。このツールの高齢者虐待防止実践現場への普及と活用の促進は、今後の課題と言える。

2. 被虐待高齢者支援の優先性と養護者支援

高齢者虐待防止法では、虐待防止について高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としてうたい、虐待対応においては、まず、被害を受けている高齢者の安全確保に取り組むことを最優先としている。そして、虐待をしている養護者への支援は、その後、必要に応じて取り組むこととなる。しかし、養護者支援にあたっては、行政や地域包括支援センターなどの関係者が、暴力を振るう養護者に積極的に関わりたくないことや養護者の性格や行動は、どんなに助言をしても変え難いことなどにより、十分に取組まれない場合もある。

先に述べたように、養護者が虐待をするから問題が起こるのであり、養護者に対して、「この人は、なぜそういうこと（虐待と思われる行為）をするのだろうか?」「養護者にとって、その行為の意味は何か?」という点に目を向けること、つまり、養護者がなぜ虐待行為をしたのかという理由を考えることは重要である。それを抜きにして、真の虐待解決はできないと言える。そのためには虐待をしていると思われる養護者の状態を詳しく把握し、アセスメントするなかで虐待に至る理由の原因仮説を立てる必要がある。そして、その原因仮説に対して、どのように対応するかという「方法仮説」を策定していくことが必要であり、その際の手引きになるものが本研究の成果と言えよう。

V. 結 論

本研究において、養護者に対する支援のための、虐待をする理由による養護者のタイプ分類と支援方法を整理し、最終的に養護者支援ガイドにまとめることができた。ガイドは論文末に挿入している。

本ガイドが高齢者虐待対応現場の養護者支援に役立つことを期待したい。

おわりに：本研究の限界と今後の課題

本研究に取り組むにあたり、関係機関のご協力により、多くの高齢者虐待事例を素材に検討を進めることができた。しかし、得られた事例情報は、基本的には行政職員や地域包括支援センター職員が高齢者や養護者と出会い、その場の状況や当事者の語りから得た情報に加え、担当者の推測や判断、見立てという主観に影響された情報も含まれている。したがって、虐待をしている養護者が何を考え行動したか、真の原因は何かなどについては、支援者のフィルターを通して、得ることができる限られた情報に基づく判断であり、それをもとに検討せざるを得なかったことが、本研究の限界といえる。

また、タイプ別の支援方法の妥当性に関しては、実際の支援例を参考に作成したものの、その支援方法の整理に時間がかかり多くの実践現場からの意見を取り入れた検証が十分にできていない。これは今後の課題であるとともに本研究の限界といえる。

さらに、養護者の支援にあたる専門職は、支援の方法論だけでなく養護者との関係によって生じるストレスや感情の変化をどう調整していくか、適切な助言やスーパービジョンを受ける機会が少ないなどの課題を抱えていることも明らかになった。専門職がどのような困難さを感じているか、また、支援に必要な知識・技術は何か、専門職が求める支援体制はどうあるべきかなど、養護者支援に取り組む専門職への支援も今後の研究課題として指摘しておきたい。

謝 辞

本研究に快くご協力いただいた自治体、地域包括支援センターの皆様、そして検討委員としてご協力いただいた皆様に、この場を借りて改めて厚く御礼申し上げます。

本研究はJSPS 科研費26380768の助成を受けたものです。

引用文献

- 1) 厚生労働省「平成27年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」 <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/0000155730.pdf> (最終アクセス2017年9月5日).

- 2) Ellen Pence, Michael Paymer (1993). *Education Groups for Men Who Batter The Duluth Model*. エレン・ペンス, マイケル・ペイマー編著, 波田あい子監訳, 堀田碧・寺澤恵美子訳 (2004) 『暴力男性の教育プログラム ドゥルース・モデル』誠信書房.
- 3) Lundy Bancroft (2002). *Why Dose He Do That?* ランディ・バンクロフト著, 高橋睦子・中島幸子・山口のり子監訳 (2008) 『DV・虐待 加害者の実体を知る—あなた自身の人生を取り戻すためのガイド』明石書店.
- 4) 前掲書2) 1頁.
- 5) 同掲書2頁.
- 6) 同掲書4頁.
- 7) 同掲書3頁.
- 8) 同掲書4頁.
- 9) 同掲書12頁.
- 10) NCALL ホームページ「Abuse in Later Life Power & Control Wheel」<http://www.ncall.us/FileStream.aspx?FileID=27> (最終アクセス2017年9月5日).
- 11) Johnson, M. P. (2006). Conflict and control gender symmetry and asymmetry in domestic violence. *Violence Against Women*, 12(11), pp.1003-1018.
- 12) 高崎絹子 (2002) 「老年期の家族関係—家族類型と虐待の要因のタイプ—」『日本女性心身医学会雑誌』7(2), 198~206頁.
- 13) 同掲書203頁.
- 14) 山口光治 (2017) 『在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究 (課題番号26380768) 平成26年度~29年度科学研究費助成事業 科学研究費補助金 基盤研究 (C) 研究成果報告書』

参考文献

- 尾崎礼子 (2015) 『改訂新版DV被害者支援ハンドブック』朱鷺書房.
- Johnson, M. P., & Cares, A. (2004, November). Effects and noneffects of childhood experiences of family violence on adult partner violence. *Paper presented at the annual meeting of the National Council on Family Relations*, Orlando, FL.
- Johnson, M. P., & Leone, J. M. (2005). The differential effects of intimate terrorism and situational couple violence: Findings from the National Violence Against Women Survey. *Journal of Family Issues*, 26(3), 322-349.

資料：養護者支援ガイド

タイプ1	権力と支配型
説明	権力と支配型とは、養護者が高齢者の行動を支配するために、意図的であるかどうかに関らずに暴力や虐待行為を日常的に用いている虐待をいう。
特徴と具体例	<p>【特徴】 突発的な出来事ではなく、積もり積もった怒りやフラストレーションの爆発でもない、日常的にパターン化した行動の一部である。</p> <p>【具体例】 ①暴力を用いて高齢者を脅迫し、金銭を無心する。要求が通ると優しくなるので、高齢者はその優しさが欲しくて言う事を聞いてしまう。 ②虐待を受けて育ってきた子どもが、親との力関係が逆転し、暴言を吐き、暴力を振るう。 ③夫が妻を支配するために、他者と会うことなどを制限し、社会的に孤立させる。</p>
支援の視点と方法	<p>【支援の視点】 権力と支配型は、養護者と高齢者がお互いに依存関係の中に置かれていることを認識し、支援にあたっては次のような共通のメッセージ（支援者の姿勢や視点）を持って双方に関わっていく必要がある。</p> <p>このタイプの養護者への対応にあたっては、暴力や虐待行為はいかなる理由であっても許されないこと、それらの行為は振るわれる側（被虐待者）ではなく振るう側（虐待者）の問題、責任であるという一貫した姿勢や視点を堅持して対応にあたる。暴力で操ろうとする方法は、養護者の人生のなかで身に付けてきた即効性のある問題解決方法であり、他に方法がありながらもそれを選んでいくという点で、暴力を振るう側の責任が問われることを支援者として認識しておかねばならない。また、養護者がかつて親より暴力を振るわれていたことにより、暴力を肯定的にとらえ、高齢となった親に対して暴力を振るっている養護者もいる。養護者自身が傷ついている存在であるということを意識して、関わる視点も必要となる。例えば、養護者がかつて体験してきた辛い体験や思いを聴き、受け止めたうえで、養護者の内的な変化を促すなどの対応が必要となる。このタイプの養護者は、暴力等により他者をコントロールする傾向があるが、その対象が支援者に向く場合もある。支援者自身が養護者のコントロールを受けないよう、留意する視点も必要である。</p> <p>一方、虐待や暴力という外的抑圧を日常的に受けて生活している高齢者は、自分は役に立たない、自分が悪い、こんな子どもに育てたのは自分の責任だ、叩かれても我慢しなくてはいけないなど、無力感やあきらめ感が強い内的抑圧状態に陥っている。</p> <p>支援者は、このような高齢者が置かれている状況を理解し、パワーレ</p>

ス状態の高齢者を理解し、相談や支援にあたるなかで、高齢者が本来持っているさまざまな力（例えば権利意識や発言力、行動力、可能性など）を発揮できるように、本人とともに外的抑圧をなくし、内的抑圧を低減し、社会の中で高齢者の持つ力を発揮できるように、側面から支持していくことが必要になる。具体的には、「あなたが悪いのではない」「あなたは大切な存在である」というメッセージを支援者の姿勢や態度から伝えていく。つまり、虐待を受けている高齢者のよき理解者として改善に向けて共に歩もうとする姿勢、エンパワメントの視点が支援者に求められる。

【支援方法】

支援の視点から、高齢者への対応と養護者への対応にあたっては、担当者を分けて関わる必要がある事例もある。

1) 養護者への対応

- ・養護者の意に沿わない分離保護等の介入的支援の結果、支援者に対する暴言や暴力が激化する可能性が高い。養護者に対する相談、指導及び助言（法6条及び14条）だけでは養護者の支援が難しい場合は、適切に警察と連携して対応することが必要である。

- ・虐待をしている養護者がそれを行わないよう更生に向けた支援を行う機関や専門職は、現状では置かれていない。しかし、認知行動理論・アプローチに基づき養護者と接していくことは可能であり、その際には次のような対応が考えられる。ここでは、ソーシャルワーカーが面接の際に意識的に用いることを想定している。

- ・養護者へ対応する担当者は、まず、養護者が虐待行為をどのように認識しているのかを把握する。そして、改善したい意識がある場合は、以下を参考に支援を進め、虐待行為を悪いことだと認識していない場合は、その認識を高めることから養護者と向き合う必要がある。

- ・養護者の主体性を尊重し、養護者自身がなぜ虐待をしたのかについて語ってもらい、養護者がどんな場面（出来事）で、怒り（感情）や暴力（行動）を振ったのか、そして、どんな考え方（信念）を持っているかを構造化してとらえられるようにし、説明してもらうように働きかける（認知行動理論の活用）。

- ・養護者が暴力や虐待行為をとった場面を基に、その場面に会ったときにどのように考えると怒りや暴力ではなく、平和的な解決ができるかについて一緒に考えていく協働作業を進めていく。

- ・必要に応じて、同様の悩みを抱える当事者グループへの参加も検討し、支援者による個別の支援だけでなく、自助グループによる集団の力を活用する。

- ・「養護者を変える」のではなく、「養護者が変わる」ことを支援する。

	<p>人間は関わりによって変化しうる存在であることを基本的な視点として持つとともに、支援者がどのように養護者へ関わっているのかを見直し、養護者が主体的に変わっていきけるような関わり方に変えていく。人間は、考え方（信念）が変わると感情も変わり、行動も変わる可能性を秘めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で虐待行為を意識化させ、行動を変容する機会を持たせていく。 ・支援者自身が養護者のコントロールを受けないようにするためには、虐待対応全体の基本ではあるが、個人では判断せず、チーム対応であることを意識し、チームの力を最大限活用して対応することに努める。また、養護者の反応や怒りを心配し、曖昧な態度をとりがちだが、毅然とした態度での対応が求められる。 <p><u>2) 高齢者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力が恒常化し、日常化され、高齢者自身も肯定化してしまっていることで、高齢者自身がパワーレス状態に陥っているため、高齢者本人からの SOS が出にくいことが想定される。そのため、生命・身体に重大な危険が生じるおそれがあり、支援者側による緊急対応の必要性の度合いが高い状況がある。その場合は、緊急保護や一時分離を用いた対応により、いったん、養護者に支配されない環境に移すことが必要となる。 ・周囲にわからずに虐待が進行している場合には、高齢者が暴力や虐待行為を拒否することをせずにパワーレス状態が悪化していることが想定され、分離保護等の対応を取る際、本人の適切な意向を引き出せないこともある。そのため、虐待行為に対する注意等（場合によっては逮捕）を警察の協力を得ながら行う必要性も検討して対応する。 ・分離により高齢者の安心と安全を確保した後、本人の意向を伺いながら今後のことを検討していく。特に権力と支配型の虐待者と生活してきた高齢者に多いのは、「家に帰りたい」「〇〇（養護者）のことが心配だ」などと言い、再び家に戻り、養護者と共に生活することを望む場合である。本人の意思を尊重しながらも家に戻った場合に起こりうる虐待等についても現実的に考えられるようにし、暴力を振るわれてよい人はいない、がまんすることはないというメッセージを送り続け、高齢者の安心と安全に最大限の配慮を行う。 ・心身ともに自立している高齢者の場合、自宅へ戻ることへの意向が非常に強く、一人で戻ってしまう危険性が高い場合は、支援方針として、戻った後の「安全プラン」（虐待の再発の防止及び軽減等の具体的行動計画）の作成及び高齢者自身が実行できるかの検討を、高齢者とともに行っていく必要がある。
キーワード	パワーバランスの逆転、アダルト・チャイルド、DV 関係

タイプ2	ストレス衝動型
説明	ストレス衝動型とは、高齢者と養護者の置かれたその時の状況によって、誰にでも衝動的、突発的に起こり得る虐待をいう。
特徴と具体例	<p>【特徴】 養護者が介護疲れや介護負担、不安等の生活上の様々なストレスを抱え、気持ちに余裕がなくなり、衝動的に虐待行為をしてしまう。また、介護を他者に任せられない場合もある。</p> <p>【具体例】 ①介護がいつまで続くかわからない不安によって、イライラして怒鳴る。 ②排せつがうまくいかずに汚すので怒りがこみ上げ、カアッとなって叩く。 ③高齢者からの過度の要求や期待、当たり前だと言われる等に応えられず、追い詰められ思い余って叩く。</p>
支援の視点と方法	<p>【支援の視点】 このタイプの養護者への対応にあたっては、まずは養護者の思いを受け止め、ねぎらいながら気持ちを誠実に聴くことから支援が始まる。ここで言う「聴くこと」は、単に面接スキルのことを指すのではなく、支援者の姿勢や態度を意味し、相手と自分に誠実であることが求められる。支援者は、まず、養護者の気持ちを受け止めようと努力し、すぐに社会資源をあてがうのではなく、「あなたの言葉を確かに受けとめました」という応答をしていくことが重要である。そのうえで、具体的なサービス等の活用を検討していく。</p> <p>【支援方法】 <u>1) 養護者への対応</u> ・まずは、高齢者・養護者が互いに休める時間や空間を用意する必要があることを伝え、対応する。 ・介護疲れや将来への悲観から、心中や養護者の自殺リスクが高い場合があり、緊急性の判断を適切に行う必要もある。 ・介護負担軽減のために介護サービスの導入を検討することがあるが、それだけでは、具体的な問題解決にはならないこともある。養護者の不安や困りごと等を具体的に解消していくことができる方法や見通し（以下の例示参照）を提案していくことが必要である。 ①養護者の精神状態に配慮しながら、養護者のレスパイトケア、介護技術や知識の補充、ケアプランの見直し（ケアマネジャーやサービス提供者によるアセスメント不足に起因するストレス等もある）、介護者の集いへの参加の検討等を行う。 ②経済的課題を併発している場合もあるため、経済的支援（高齢者が</p>

	<p>無年金の場合もある) も検討していく。</p> <p>③ 認知症への対応が困難なことに起因がある場合は、認知症への正しい理解を促し、受容できるような支援を行い、高齢者の医療受診や、認知症ケアに関する専門的助言の必要性の見極め等を行う。</p> <p>④ 高齢者からすべてを任せられ、そのことがストレスの要因にもなり、また責任感や使命感から、自らも高齢者に関わる全てについて、自分で何とかしようと思っている場合、本人の認知機能の状態によっては、本人の法的代理人として第三者に法定後見人等を付けるなど、高齢者との適度な精神的な距離を図れるよう検討する。</p> <p><u>2) 高齢者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が投げかける言葉や態度が介護をしている養護者を疲弊させている場合は、高齢者に対して助言を行い、行動変容への働きかけも必要となる。
キーワード	<p>将来への悲観・不安、周囲の無理解・無関心、自己否定感、責任感と使命感、認知症介護、介護と仕事の両立、介護期間の長期化</p>

タイプ3	メンタル特性型
説明	メンタル特性型とは、養護者自身に知的、発達、精神などの特性があることによって引き起こされる虐待をいう。
特徴と具体例	<p>【特徴】</p> <p>生活スキルがない、他者との共感性の乏しさがある、こだわりが強く融通が利かない、認知のゆがみがある、情緒的不安定さがある等により虐待行為に至ってしまう。</p> <p>【具体例】</p> <p>①自分勝手な思い込みから他者の意見を受け入れることができない。すぐに思い通りにならないことで攻撃的になる。</p> <p>②感情と欲求のコントロールが効かないため、興奮、混乱などが起こり殴る。</p> <p>③知的、精神的な問題があるために生活スキルがなく、不衛生な状態や適切なケア等が行えず、結果としてネグレクトの状態になっている。</p>
支援の視点と方法	<p>【支援の視点】</p> <p>このタイプの養護者への対応にあたっては、養護者がどのようなメンタル特性を持っているのかについて、日頃の情報を収集しながら分析し、その特性を理解したうえで、特性に合わせた接し方をとっていくことが必要となる。メンタル特性による認知（考え方）を変えることは困難であり、その結果、支援を拒否しやすい等の傾向もあるため、支援者側がその特性に合わせた対応方法を検討していく必要がある。</p> <p>【支援方法】</p> <p><u>1) 養護者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者の抱える特性を理解し、関わり方について工夫が必要である。例えば、自閉症スペクトラムの特性の場合、枠組みを示しながら、一つずつ対応することが求められる。常に見通しを伝えていくこと等が必要である。 ・専門機関から、かかわるうえでの専門的アドバイスを受けることや、養護者を必要に応じて適切な専門機関などへつなげていくことが有効である。 ・就労困難な場合も多く、経済的に高齢者に依存している事例も多い。そのため、養護者への福祉的・専門的支援が必要な事例もある。養護者が困っていること（介護には困っている認識がない場合が多い）にフォーカスを絞った関わりは有効である。 ・メンタル特性等により、養護者は高齢者の介護や世話のなかで、状況に応じたやり方の変更や新たな考え方を取り入れることが苦手なために、結果として高齢者にとって不適切なケアに至っている場合がある。緊急性の度合いが低い場合は、養護者が受入れやすいやり方を考えなが

	<p>ら、適切なケアの方法や知識等を提案し、養護者の変化を促すことも必要な場合もある。</p> <p><u>2) 高齢者への対応</u></p> <p>・高齢者自身、養護者のメンタル特性 (性格と思っている可能性も強い) に対して、諦めていることが多く、支援に対して消極的、拒否的になる傾向がある。そのため、高齢者自らが養護者の変化を求めず、また、「自分の育て方が悪かった」等の自分を責めるような言動も見られる。そのため、支援が入ることにより、今後高齢者の生活がどうなるのか、養護者の生活がどのように変わるのか等の、具体的イメージが持てるような支援の見通しや、高齢者亡き後の生活など未来志向的なとらえ方を伝えていく関わりが必要である。</p>
キーワード	<p>結果的な虐待 (自覚がない)、思考の特徴 (状況判断、分析、応用が苦手)、感情の特徴 (混乱しやすい、起伏が激しい、易怒性が高い、興奮しやすいなどコントロールが苦手)、関係性の特徴 (コミュニケーション、関係性づくりが苦手)、世帯の特徴 (世帯で複合的課題を抱えており、適切な決定ができる世帯構成員がいない)、支援拒否 (他者の受入れが苦手)、見通しが持てない不安、養護しているつもりがない・養護できない、現状を変えること・変わることへの不安</p>

タイプ4	現状否認型
説明	現状否認型とは、高齢者が老いていくことや認知症などによって変わっていく現実を養護者が受け入れられない、あるいは受け入れよう、理解しようとせずに現状を否認することによって起こる虐待をいう。
特徴と具体例	<p>【特徴】 高齢者の現実として出来ることと出来ないことを見極めることができず、受け入れることができない。</p> <p>【具体例】 ①自分が抱いている親のイメージを失いたくない、認知症であると認めたくないため、今までと同じことをさせて、出来ないと感情的になり怒鳴る。 ②機能回復訓練を行えばよくなると信じ、養護者からみた高齢者のあるべき理想の状態に近づけようとして、実際には回復や改善が難しいことが受け入れられず強要する。 ③「やれるのにやらないだけ」と主張し、実際は高齢者1人では十分に行えなくなっている状況に対して、手助けをせず不適切な状態のまま放置され、ネグレクトに至っている。</p>
支援の視点と方法	<p>【支援の視点】 このタイプの養護者への対応にあたっては、養護者が高齢者の現実や現状をどのように理解しているのか、それが支援者から見て現実的にギャップを生じるものかどうかを把握する必要がある。そして、養護者は高齢者にどうあってほしいと考え、どこまで出来るはずだと思込んでいるのか、その養護者の持つ考え方（信念）を把握するところから支援が始まる。そのうえで、なぜ養護者はそのように考えているのかという原因を探していく。例えば、リハビリテーションを行えばもっと良くなるという思い込みは、どこから来ているのか。単に強い願望なのか、衰えていく現状を受け入れたくない気持ちが強いのか、理解力に問題があるのか。その思考の原因によって対応する方法が変わる。</p> <p>また、養護者自身の介護方法を正当化し、介護サービス従事者に対して介護の要求がエスカレートし、苦情となって寄せられることもある。その結果、介護サービス従事者や介護サービス事業者に対する不信感が生じることもあり、養護者の考えを受け止めたうえで、その養護者の思考の原因に合わせた対応を意識していく。</p> <p>【支援方法】 1) 養護者への対応 ・医療関係者や専門家からの病状等の説明を有効に活用する。 ・介護者教室や家族会へ誘い、他の介護者のやり方や共感できる体験をとおして、考えややり方を変えていく。</p>

	<p>・養護者にとっての介護の目標を変えていくことへの支援が必要な場合がある。「寝たきりにさせない」ではなく、「少しでも一緒に暮らしたい」という目標に変えていくことで、現実を受け入れていくサポートが行えることがある。</p> <p>2) 高齢者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかないリハビリの強要等、心身への負担がかかっている場合もあるため、高齢者の意思・意向を確認の上、一時的な分離を検討する。 ・自分自身の心身の状況等を正しく理解することが難しく、現状やこれからのことへの諦め、正しい情報が入らない等により、セルフ・ネグレクト状態に陥っている場合もある。高齢者に対して、現状を変えていく必要があることや、現実との向き合い方等を支援していく必要がある。
キーワード	しつけ的行為、放ったらかし、やりすぎ

タイプ5	承認欲求型
説明	承認欲求型とは、高齢者よりも養護者自身が他者から認められ、褒められたいために介護や世話をするなかで起きる虐待をいう。
特徴と具体例	<p>【特徴】</p> <p>一見しっかりとした介護や世話をしているように見えるが、養護者は褒められたい思いが強いので、高齢者への介護や世話を手段として用いている。</p> <p>【具体例】</p> <p>①自分を犠牲にして親の介護のため退職したが、親自身や周囲が認めてくれないので攻撃的になる。</p> <p>②高齢者本人のためではなく、自分の頑張りを評価されたいために本人が望まないことを強要する。</p> <p>③夫を介護できるのは自分だけと言い、賞賛されることは望むが、手助けは求めない。</p>
支援の視点と方法	<p>【支援の視点】</p> <p>このタイプの養護者への対応にあたっては、自分の介護や世話をすることが養護者自身の存在を認められることにつながるということを支援者が理解しておく必要がある。特に「介護に熱心な家族」と映ることが多く、高齢者の存在よりも「頑張っている家族」に目が向いてしまい、高齢者の置かれている現状が見落とされがちになる危険がある。支援者は、養護者がどのような思いで介護や世話にあたっているのかを受け止めながら、一方で高齢者の意向を尊重し、客観的事実に目を向けていく。</p> <p>【支援方法】</p> <p><u>1) 養護者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・関係者が養護者のがんばりを認め、評価をし、その上で虐待行為に関してサービス調整などの支援の必要性を検討する。しかし、事例によってはがんばりを認めることが、さらに過剰な介護や世話につながることもあるので、養護者のアセスメントが重要になる。 ・介護をしていないわけではないので、負担感を軽減するための養護者に対する支援としてサービス調整による介入が想定しやすい。ただし、「(介護が)大変」と言いながら負担軽減は求めないことや、自分流の介護への固執が強いいため、調整を受け入れない傾向がある。また、介護はされているが不適切な方法であることが多いため、緊急に医療につながる必要性がある等、緊急性が見逃されていないか留意する。 ・高齢者や介護に対する養護者の有り余るエネルギーを、介護や世話とは違う方向へ向けさせていくことで、やり過ぎてしまうことを防いでいく。 ・かかりつけ医など、養護者が信頼（自分より上だと思っている）して

	<p>いる人からの指導が有効な場合もある。権威者に弱い場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見捨てられ不安が強い場合、保護・分離等をした場合、養護者の自殺リスク、保護されることが分かった場合の心中リスクに対する備えが必要な場合もある。 <p><u>2) 高齢者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にこのタイプの場合、高齢者本人は、養護者が考え、求めている「介護」や「生活」、高齢者自身に対する希望等と同じことを望んでいるわけではない。また、養護者は高齢者との生活を希望しても、高齢者は自宅で生活したいとは思っていても、養護者と一緒にいたくない、住みたくはない、介護サービスを受けたいと思っている場合もある。 <p>しかし、認知症等により意思の表出が難しい場合もあるため、緊急対応としての介入的支援のほか、介護サービスによるケア経験や実際のケアを通した、高齢者の心身の状態変化(適切なケアを受けることによる、状況の改善や安定等)を確認することを目的とした介入的支援が必要になることもある。</p>
キーワード	献身的介護、社会的孤立、存在価値

(作成：高齢者虐待介入モデル検討委員会)

Practical Intervention Models to Prevent Elder Abuse: A Focus on the Relationships Between Abusers and the Home-bound Elderly

YAMAGUCHI, Koji

Cases involving abuse of the elderly invariably give rise to the following question: Why do caregivers commit abuse? Abuse is not a spontaneously occurring phenomenon, but should be understood in terms of causes and effects. In essence, abuse occurs when an abuser commits an abusive act, and does not occur when they do not. Abuse against the elderly occurs when their caregivers commit abuse. However, why does such abuse occur? While this is a basic question, answering it is not straightforward.

This paper presents outcomes produced by the “Investigative Committee into Intervention Models against Elder Abuse,” which classified the causes of elder abuse and outlined support measures. Through case studies of abuse of elders by their caregivers, the report uses the concepts of “power” and “control,” which are commonly used to understand the occurrence of domestic violence, to understand how the relationship between abuser and abused, in addition to the abuser themselves, lead to abuse.

The outcomes mentioned above first categorize the causes of elder abuse according to type and second, suggest ways in which caregivers might be supported using specific support tools in accordance with specific causes of abuse. These efforts aim to contribute to the support of caregivers.